

村上市にも消費者トラブル専門の相談員がいます

私たちにお任せください



相談してよかった

悪徳商法の手口は日々巧妙・複雑化し、次々と手口が開発されている現状です。当市にも、商品やサービスなど、消費生活全般に関する苦情や相談を事業者と消費者の中立の立場で処理にあたる「消費生活センター」があり、被害にあってしまったからの対応・助言や事業者とのあっせん処理などを行っています。

また、新たな被害を未然に防ぐため、被害や寄せられる情報のデータ収集も行っています。

消費生活センター Q&A

Q：どのような問題を相談できますか？

A→「これってあやしい？」から「実際に被害にあってしまった」という方まで対応しています。

例1) 自宅に聞いたことのない会社から手紙が届いた（電話が来た）が、これはどうしたらよいか？

例2) 家族（別に暮らす）が訪問販売で高額な商品を買ってしまったがどうしたらよいか？

例3) 家族（自分）が消費者金融からお金を借りているようだ。ちゃんと返済できるか不安です。

例4) 通信販売で購入した家電のコンセントから煙が出てきた！不良品ではないか？

Q：料金はかかりますか？

A→いっさいかかりません

Q：電話での相談はできますか？

A→できます

Q：どこまで対応・支援してくれますか？

A→被害や「これってあやしい？」と思ったことの相談・助言から、必要に応じて事業者とのあっせん処理まで行い、正しい対応方法をお伝えします。

Q：相談することで被害防止に役立つのですか？

A→センターでは「PIO-NET」という全国の相談事例を収集するネットワークシステムを利用しています。相談された情報は、個人情報に配慮して掲載し、全国の消費生活センターで閲覧できます。あなたの相談が、誰かの被害を防ぐかもしれません。



●「おかしいなあ」と思ったら、迷わずご相談ください！

村上市消費生活センター	☎53-2111 (内線2233、2234)	FAX53-2541	※専門の相談員がいます
荒川支所地域振興課	☎62-3103	朝日支所地域振興課	☎72-6885
神林支所地域振興課	☎66-6112	山北支所地域振興課	☎77-3112
消費者ホットライン	☎188 (いやや!) お近くの消費生活相談窓口につながります。		